

令和５年度東日本大震災等による被災者に対する福島県後期高齢者医療保険料の減免に関する条例施行規則

令和５年７月１３日

福島県後期高齢者医療広域連合規則第１０号

(趣旨)

第１条 この規則は、令和５年度東日本大震災等による被災者に対する福島県後期高齢者医療保険料の減免に関する条例（令和５年福島県後期高齢者医療広域連合条例第８号。以下「条例」という。）第９条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(減免申請書等)

第２条 条例第５条に規定する申請書は、後期高齢者医療保険料減免申請書「東日本大震災用」（様式第１号）による。

２ 条例第３条又は条例第４条の規定により減免を受けようとする者は、前項に規定する申請書に必要事項を記載し、り災証明書又は被災証明書等の減免を受けようとする理由を証明する書類を添えて申請しなければならない。

３ 条例第５条ただし書の規定による期限は、令和５年度末日を限度とする。

(減免額)

第３条 算定した減免額に１００円未満の端数があるときは、その端数を切り上げるものとする。

(減免決定通知書等)

第４条 条例第６条の規定による通知は、後期高齢者医療保険料減免決定通知書（様式第２号）又は後期高齢者医療保険料減免却下通知書（様式第３号）によるものとする。

(減免事由の消滅申告書)

第５条 条例第７条の規定による申告は、後期高齢者医療保険料減免事由消滅申告書（様式第４号）によるものとする。

(減免取消通知書)

第６条 福島県後期高齢者医療広域連合長（以下「広域連合長」という。）は、条例第８条の規定により保険料の減免の決定の取消しをした場合は、後期高齢者医療保険料減免取消通知書（様式第５号）により当該保険料の減免を受けていた者に通知するものとする。

(市町村による申請書類の提出)

第７条 広域連合長は、被災者が条例第３条各号又は条例第４条のいずれかに該当することが明らかであると当該被災者の属する市町村が認める場合は、当該被災者の属する市町村が提出する減免を受けようとする理由を証明する書類をもって、第２条第２項に規定する申請書等の提出があったものとみなすことができる。

(補則)

第８条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。